



子ども手当の申請はお済みですか？



平成22年4月から、児童手当制度に変わり、子ども手当制度が始まりました。

この制度は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの子ども1人につき、月額1万3千円を親等に支給する制度です。

児童手当制度では小学校修了までの子どもが対象となっていて、受給者に所得制限がありませんが、子ども手当制度では支給対象が中学校修了まで拡大され、所得制限はありません。

手当は原則として、申請があった月の翌月から支給となります。

平成22年3月31日現在、児童手当を受給されていたお子さんの分については、申請の必要はありませんが、「所得オーバーまたは未申請であるため児童手当を受給されていない方」、「中学2・3年生を養育されている方」

は、申請の手続きが必要です。

上記の方については今年度限り、9月30日までに申請をいただきますと、4月分から支給となります。

該当すると思われる方には、4月に申請用紙を送付いたしました。申請がまだお済みでない方は**9月30日(木)**までに役場福祉課の窓口にご提出ください。

なお、該当すると思われる方で申請用紙が届いていない方や、詳しいことにつきましては、福祉課までお問い合わせください。
※公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当
☎ 6573
有線 7772

滋賀県交通安全スローガン募集

平成22年度 最優秀作品

やさしさが キラリ湖国の 交通マナー

交通安全意識の高揚を図り、交通事故のない、安全で住みよい湖国滋賀を築くため、平成23年度の交通安全キャンペーン等に広く使用する「交通安全スローガン」を募集します。

●募集期間：9月21日(火)～10月31日(日)

●応募資格：滋賀県内に在住もしくは勤務・通学されている方(作品は自作・未発表のものに限ります)

●募集のテーマ

県民みんなで交通安全をすすめる雰囲気があふれる、滋賀らしい特徴のあるもの。

●応募方法

スローガン、住所、氏名、年齢、電話番号、職業(学生の場合は学校名)・

学年)を記入の上、ハガキにて住民課生活環境交通担当または、滋賀県交通政策課(交通対策協議会)まで応募してください。
※ハガキ1枚につき作品1点を記入してください。

●作品の審査等

作品の審査は、滋賀県交通対策協議会において行われます。入賞者には、薄謝が贈呈されます。

●問い合わせ先

◆住民課 生活環境交通担当
〒529-1169 8

日野町河原一丁目1番地

☎ 6578 有線 7784

◆滋賀県交通政策課(交通対策協議会)

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1

☎ 077-528-3682

住宅用火災警報器は設置されましたか？ 町の補助制度をご利用ください

消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。現在、お住まいの住宅には平成23年5月31日までに設置していただくことになります。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ避難をうながす器具です。

普段寝ている部屋や階段の踊り場の天井、または壁面に煙を感知するタイプを設置してください。台所や居間にもできるだけ設置をお願いします。



また町では、住宅用火災警報器の設置購入に対して補助金制度があります。補助金の詳細については、役場総務課までお問い合わせください。

◆住宅用火災警報器についての問い合わせ先

日野消防署 ☎ 0119

◆補助制度についての問い合わせ先

総務課 総務担当 ☎ 6500 有線 7762